

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和3年度第3回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和4年2月7日（月）午後2時00分～午後2時45分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）◎岩崎恭彦、水谷勝美、高畑明弘、山本清巳、先浦宏紀、河野茂美（◎会長） （事務局）総務部長 近田雄一、職員課長 中西 章、職員課長補佐 吉田和敏、職員課給与厚生係長 小山賢司、職員課給与厚生係主任 加藤裕子
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事
2. その他

議事録

別紙

令和3年度第3回特別職報酬等審議会議事録

令和4年2月7日 午後2時00分
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、水谷委員、高畑委員、山本委員、先浦委員、河野委員

【欠席委員】伊藤委員、松田委員

【事務局】近田総務部長、中西職員課長、吉田職員課長補佐、小山給与厚生係長、加藤給与厚生係主任

【議事録】

（事務局：中西）定刻少し前でございますけれども、皆さんお揃いでございますので、ただいまより、第3回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお、本日は委員お二方が御欠席でございますが、本日の出席委員は8名中6名で、委員の過半数の出席がありますので、本審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。それでは、議事進行につきましては会長をお願いいたします。

（会長）皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いいいたします。大分寒い日が続いておりますが、本日も熱心に御審議を賜ればと存じますので、よろしくお願いいいたします。

本日の議題は前2回の審議会における熱心な御審議を踏まえて、答申や事務局に作成していただきましたので、答申案についての審議をいただきたいと存じます。それと最後に、その他として委員からお話をいただくということにさせていただきたいと思っております。

ではまず、答申案について御審議をいただきます。事務局から答申案の御説明をお願いします。

（事務局：小山）本日は、急遽御欠席の委員さんには答申案のほうはまだ見ていただいていないのですが、事前に御都合を合わせられず御欠席ということになっていました委員につきましては、この答申の案を先にお送りさせていただいておまして、何か御意見等ございましたら、御連絡をとということでしたが、特に御意見はないということでした。

では、答申書の案につきまして、課長から朗読をさせていただいた後、私から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

（事務局：中西）では、御手元に答申の案がございますので、そちらを御覧ください。

令和4年1月18日に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、慎重に審議を重ねた結果、現行の月額で据え置くことが適当であるとの結論に達しました。

また、期末手当の支給率については、議会の議員にあっては0.10月分、市長、副市長及び教育長にあっては0.15月分、それぞれ令和4年度から引き下げるべきであるとの結論に達しましたので、別紙審議経過を付して答申します。

では、次のページをめくってください。

審議会の審議経過、案。

当審議会は、市長の諮問の趣旨を踏まえて、市財政の現状、県内各市及び類似団体の市長等の給料及び議員報酬の状況、議員活動の状況、これまでの特別職報酬の改正経過等を判断材料とし、現下の社会経済情勢も認識した上で、特別職の職務への対価として、現行の「議会の議員の報酬の額並びに

市長、副市長及び教育長の給料の額」が適正かどうかの審議を行ったものである。

審議は3回に及び、第1回では、事務局から資料の説明、委員である株式会社三十三総研調査部主席研究員から地域経済の動向についての説明があり、それらに対する質疑応答を行った。

第2回で本格的な審議に入ったが、まず、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の給料額をどのように考えるか、現在の松阪市の財政状況や地域経済の動向をどのように考えるか、また、民間給与との較差に基づく給与改定という点においては人事院勧告の動向も注視することが重要であることから、令和3年人事院勧告なども考慮した上で、給料額を改定する必要があるのかを議論した。

その中で、県内他市と比較したときに、例えば人口が10万人を超える県内6都市の中で、人口としては4番目、一般会計の予算額としては3番目に多いのに対し、市長の給料額は唯一月額100万円以下で、年収でみても最も低いなど、その人口規模、予算規模の自治体をマネジメントする特別職の職責からみたときに、市長等の給与水準がやや見劣りする部分が認められる、といった意見があった。

ただ、現在の市の財政状況や地域の経済状況をみると、市の財政は引き続き堅実な運営が図られており、また、地域経済においても一時的に改善の動きがみられたりはあるものの、直近においては新型コロナウイルス変異株の出現による感染状況の急変があるなど、現下のコロナ禍の中では先を見通すことが極めて難しい状況にある。これらの状況にかんがみると、市長等の給料額を引き下げるとする理由は見当たらないものの、積極的に引上げとするような情勢に今はないという意見で全員が一致した。

このことから、市長等の給料の額については、今回は据置きが妥当であるという結論とした。

次に、議員の報酬の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の報酬額をどのように考えるか、議員の職務、職責についてどう考えるか、市の財政状況や地域経済の動向、人事院勧告等を考慮した上で、報酬額を改定する必要があるのかを議論した。

議員の報酬水準についても、市長等の給与水準と同様、人口が10万人を超える県内6都市の中で報酬月額、年収とも最も低い状況にあるといった、県内他市との比較において相対的に低い水準にあるという指摘があった。しかしながら、現時点で議員報酬を引上げとするのは、市長等の給料額の議論にもあったように、そのような情勢に今はないという意見で一致し、今回は据置きが妥当であるとの判断に至った。

なお、結論としては市長等と同様のものとなったが、議員の報酬については、小規模自治体をはじめ地方議員のなり手不足の問題が顕在化する中で、多様な人材が活躍できる議会のあり方をどのように考えるべきかということも踏まえながら、引き続き市長等の給料額とは別に検討していく必要があるものとした。

最後に、市長等及び議員の期末手当の支給率についての審議に入った。

期末手当については、経済状況等変化する社会情勢をその都度反映させることができるものとして、給料・報酬とは性格が異なるものではあるが、従来から当審議会においては、期末手当を給料・報酬額と合わせた年収ベースで考えるという視点も持ちながら、その引上げ、引下げの議論を行ってきた経緯がある。

すなわち、市長等の給料額及び議員の報酬額が県内他市との比較において、市の規模からして、やや低い水準にあるということが各委員の間で問題意識としてあり、その点を年収ベースでカバーするため、期末手当の支給率を考慮する、というものである。

この点につき、本年度においても、県内他市との比較の観点から特別職の給与水準が低いこと、また、令和4年度に負われるであろうそれぞれの職責の重さ等もかんがみれば、期末手当については今回も据置きが妥当ではないか、といった意見が複数の委員から出された。

ただ一方で、昨年度は人事院勧告においてはボーナスの支給率が引下げという内容であったのに対し、特別職の期末手当については据置きとなっており、今年度もまた据置きとした場合には、すでに人事院勧告に基づき引き下げられている一般職職員の支給率とさらに差が開いてしまうという懸念が

あること、また、やはりコロナ禍の厳しい状況にある中では、人事院勧告に即した引下げを行うことが妥当ではないか、といった意見も多数出された。

このように、期末手当の支給率については、据置きが妥当とする意見と引下げが妥当とする意見とで拮抗する形となったが、審議検討を行った結果、結論としては、令和3年人事院勧告を考慮して、市長等は一般職職員に準じて0.15月分、議員は指定職職員に準じて0.10月分引き下げることとし、令和4年4月1日から適用することが妥当であると答申することを全会一致で決定したものである。なお、本答申書の内容については、第3回において委員全員が確認して作成を行ったものである。以上でございます。

(事務局：小山) 皆様方の御協力によりまして、市長から諮問を受けたことについて、前回までに御審議いただいたわけですが、市長等の給料、議員の報酬については据え置くことが適当、期末手当については、市長等は0.15月分、議員は0.10月分引き下げるという結論を出していただきましたので、審議の中での御意見をもとに答申案を作成させていただきました。

答申案の構成についてですが、まず答申書には今回、諮問を受けた件について結論を記載しております。

別紙といたしまして審議経過を、本日を含め3回の審議を行ってきたこと、また報酬等の適正額を判断するに当たっては、現在の社会経済情勢や、市の財政状況及びその推移、特別職の職責、報酬等の額を他の自治体と比較するなどして、総合的に判断したことを述べた上で、会議の中でいただいた御意見をまとめさせていただきました。多様な御意見をいただきましたが、同趣旨の御意見については集約をさせていただき、文章にしております。また答申でございますので、細かい数値などについては省略しておりますので御了承ください。

次に、特別職の期末手当の支給率について、あわせて審議を行ったことを記載しております。本日の審議といたしましては、この答申案の語句や言い回しなどについて、御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。前回の審議会から大変期日の短い中で、事務局の御尽力により、答申案、そして審議経過を文書の形で作成していただきました。ありがとうございます。

本日、初めて委員の皆様にお目通しいたきますので、少し時間をとりながら、御確認、また御審議いただきたいと存じます。

お気づきの点などございましたらその都度御発言いただければと存じます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事前に都合が合わなかった委員には既にお目通しいたき、御意見なしということを確認していただいているということですが、本日急遽御欠席の委員にはまだお目通しいたきてないということですので、この後お目通しいたきて、その上でもし、御意見おありということでしたら、それを踏まえまして少し調整をさせていただきますが、その調整につきましては、会長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、御欠席の委員の御意見を伺った上でということにはなりますが、本日の審議会としてはこの答申をお認めいただいたということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。この答申の取扱いは、令和4年2月16日に、また会長代理からお渡しいただくということで、いつもお手数をおかけしますが、どうかよろしく願いいたします。

これは、議会に対してはどうなっているんですか。

(事務局：小山) 議会には、市長から議長宛てに、今回の答申がこういう内容であったということで、答申の内容を持って行かせていただき、また議会側から、答申の取扱い等について改めてどうされるかというふうな返答を文書でいただくようなことになっております。審議会開催前にも議会としての

意思を御伺いしており、この報酬審に任せるというふうな御回答をいただいておりますのでございます。

(会長) 直接には市長から諮問いただいております。市長に対しての答申ということになりますが、議会の議員さんについても、併せて審議をしておりますので、しかるべく、議会にもお示しいただいて、また御検討いただくようお願いしたいと思います。ありがとうございます。それでは事項は2番、その他といたしまして、冒頭申しましたように、委員から御用意いただいているものがあるということですので、ぜひお願いいたします。

(委員) すいません、審議委員とは全く関係がないかもわかりませんが、ちょっと説明させていただきたいので、資料をお配りさせていただきます。

委員をするのは今年が初めてですので、内容的には何もわからなかったんですけども、民間との給料の差が19円ありますよ、ということをご第1回のお話しをしまして、民間のことをちょっとわかっていたらいいなと思って作成させていただきました。

私が読み上げることもないと思うんですけど、皆さん、まとめて読んでいただいて、そのあとお話しさせていただくという形でよろしいですか。

皆さん一応読んでいただいたような気がしますので、ちょっとよろしいでしょうか。

一般の会社にお勤めの65歳以上の方に対しては、60歳から在職支給停止は始まっているんですけども、65歳まではごく僅かな年金ですし、年々今も年齢によって、年金受給をされる年齢がいまだに65歳までということで、まだ63歳ぐらいになっていると思います。65歳からは本当の年金というか、本格的な年金、基礎年金、これは国民年金ですけども、40年納めて、年間約78万円が支給されるという年金はもうそのままに在職停止にはなりません。

今この在職支給停止とされているのは、厚生年金又は、前は、公務員の方は共済年金というふうに呼ばれていたんですけども、平成27年の10月に、被用者年金一元化法というものができまして、年金が一本化されました。そのときに、この議員さんの厚生年金または共済で、加入されておられた年金が支給停止になったというふうになりました。

松阪市でも、こないだ、女性とか60歳以上の議員は何%に当たるかという表を見せていただきましたけども、65歳以上は何人とかという表はありませんでした。現在65歳以上の方は松阪市の議員28名の中で6名いらっしゃいます。その中で、履歴を見せていただかない限り、厚生年金または共済年金の年金を受給されている方がいらっしゃるかどうかわかりません。将来的に、これは全国でもまだ在職年齢に当たるから、報酬を減らすとかというのは聞いたことはありません。

けれども、一般の会社では今、65歳以上の方がお勤めの場合、私たち社会保険労務士は、会社の経営者の方から依頼されて、手取りを同じにして、会社から支払う給与を少なくして、ちょうど交わるところはいくらかとかというような計算をさせていただいております。ですので、その仕事柄、市会議員さんにも、年金が停止されている方がいらっしゃるんじゃないかなと思って、今日はこの話をさせていただきたいなと思って、今ちょっとお時間をいただきました。

全然審議委員とは関係がないので申し訳ないですけど、今日は早く審議会が終わるんじゃないかなと思い、ちょっとこういう資料を持参いたしまして、皆さんにみていただきました。

あまり詳しくはないので質問はちょっと困るんですけども、こういうことが議員さんの中にありますよということを頭の片隅に置いておいていただければいいかなと思いました。以上です。

(会長) ありがとうございます。

(委員) これは、在職年齢年金の話ですか。そうですね。そうすると、65歳であっても、年金が停止という表現だと、全額停止みたいに聞こえるんですが。

(委員) 全額停止の場合もあります。

(委員) 収入によってですね。

(委員) そうです。ただし、国民年金は除外されるんです。それと、公務員さんの職域加算、そういうのは停止にはなりません。今 65 歳以上という説明をさせていただいておりますけども、65 歳定年という会社が最近増えてきています。給料がそのまま 65 歳です。そうしますと、60 歳から 65 歳の特別支給の老齢厚生年金というのがあるんですけども、それは、ほとんどの方は全額支給停止です。

65 歳までは特別支給の老齢厚生年金といいまして、65 歳からとはまた別個のものなんですけども、お給料が多いものですから、ほとんど私が顧問させてもらっているところの会社の人や経営者さんは、全額支給停止の対象になっています。

(委員) それは、28 万とかいうやつですか。

(委員) そうです。でも、65 歳からは 46 万です。46 万は年によって係数によって 47 万円になったりします。これが今法改正で、28 万を 47 万にしようという流れの中にあります。その在職老齢です。

ですから、年金にも基礎控除というのがありますから、実際議員さんが老齢厚生年金を受給されていて、それを支給停止されるんだったら、議員報酬を少なくしてもらって、年金は 65 歳以上は 120 万までは税金の基礎控除がありますから、そういうのがいいとおっしゃる方も多分いらっしゃるのではないかと思います。だから今後、議員さんの報酬も、65 歳以上の方が当選されたら、年金がどれぐらいあるかをお聞きになって、プライバシーの問題があるので強制はできませんけれど、議員報酬を少なくして年金を受給して税金の基礎控除をしてほしいという人も多分現れるんじゃないかなと思いますので、自由に選べるようにされて、全体的にそういう方が多くなれば、この 44 万を他の人に割ればいいですから、47 万、48 万、上げられるところまで上げたほうがという、そういうのもこれからは選択の一つになって、松阪市もそんなに出さなくていいというか、そうなられるんじゃないかなと、私はそういうふうに想像しました。

ただ、65 歳以上の人が当選されるかどうかとかはわからないんですけども、この間、大台町議選の立候補者を新聞で見ているときも、教員をしていたという人がおまして、津市の場合でも教員の方がいらっしゃいました。ああいう方々というのは、案外年金を高額に受給されておられると思うので、任期は 4 年間ということで、62、3 歳で当選された方は在職中に 65 歳を超えますので、在職老齢年金の対象になるんだなと思いながら見ておりました。ということで、28 万で、それが 65 歳以上になると 46 万、年によっては 47 万になります。

それで、もう一つ余談を言いますと、会社の経営者、社長ですね、社長も 65 歳以上になると相談を受けるんですけども、代表取締役は非常勤にはなれませんので、やっぱり年金との調整で、年金が全部止まるのは困るとか言われると、普通の取締役会長ぐらいに降りていただいて、息子さんか奥さんが代表を務めるという形でないと、止まってしまうわけです。一般の会社はそういうようなことをしているので、そういう一般の会社のことも知っていたほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、大変時間をとらせていただいて、すみませんでした。

(会長) いえいえ、大変興味深いお話でした。

(委員) 議員さんも、そこは分かった上で立候補をするんでしょうね。

(委員) そうやって、議員報酬を減らすのは、法的に可能なんですか。

(会長) その問題はありそうですね。条例上、それができるかどうか。

(委員) そうですね。条例を変えないとだめですね。

(近田部長) いろいろご審議いただきましてありがとうございます。まずは御礼を申し上げたいと思います。先程御意見をいただいております年金の部分につきましては、私たち職員の年金も変わってきておりまして、これまでは実はおっしゃっていただくように、三階建てという形で年金をいただいております。そういったところはもうなくなって、厚生年金一元化をして、65 歳以上のところは基礎年金、厚生年金と一緒に額になってきて、そして、職域加算だけは残っておるといようなところが実はございます。

ただ、議員さんにつきましては、職員からあがる議員もおれば、先程おっしゃっていただくような、教育職からあがられる方、また民間企業にお勤めであがられる議員さんもあって、いろいろなその職歴の中から選ばれてくる議員さんもございまして、どういった形で一元化をしていくかと。昔は議員年金というのがありまして、3 期 12 年でしたか勤めると、議員さんはまた別の年金がもらえるというものでした。これはもう廃止をするというふうな形になってきておるところもございまして、年金の問題については、これは私どもも、全体として捉えていかなければいけないところ、それから先程おっしゃっていただいたように、条例とのかかわりとかですね、取決めがどういうふうになっておるかということもございます。

これはちょっと議会事務局のほうにもこういった御意見があったということをお伝えしながら、ちょっとこれは国の制度とのかかわりも出てこようかと思えます。ただ、研究はさせていただきたいなと思えますので、大変貴重な御意見をいただいたと思っておりますので、一度私どもも研究して、年金について報酬というところについて勉強させていただきたいと思えます。回答はできませんことをお許しさせていただきたいと思えますけれども、そういったことを勉強させていただきたいというふうに思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。結構いろいろとハードルはありそうですが、研究の余地、し甲斐はありそうなお話だなと、伺いながら思いました。また引き続き、御検討いただいて、もし次年度の審議会などでまたお話が伺えるようでしたら、ご用意できたらと思えます。ありがとうございます。

(委員) すいません、私としましては、まだまだ先の話ということで、ちょっと片隅にでも置いておいていただければと思って、話を出させていただきました。ちなみに厚生年金は 70 歳まで加入できますので、普通の会社の場合は年金をあまり重要視しますと、厚生年金の掛金がそんなに掛けられないので、その社員さんは将来的に年金をたくさん受給すると、これだけ長く、100 歳までというぐらい生きられると、やっぱりそういうことを考えずに 70 歳までは掛けられる分全部掛けたほうが得というのが今の社会的な考えです。ただ、議員さんは厚生年金に加入されなくて、ただの手取りだけなので、こういうことを考えたらどうかなと思ったのです。普通の会社に在職されておられる方は 70 歳までは厚生年金の加入者ですので、あまり手取りのことを考えずにどんどん給料の多いほうがいいのではないかなと、それは皆さんにお伝えさせていただいております。議員さんの場合のみということで、ですいません。以上です。

(会長) ありがとうございます。先程、次回の審議会という急いだ話もしましたが、そこはまた訂正をいたしますので、国や近隣他市の動向をみながら、引き続き御検討いただくということにさせていただきます。

ありがとうございます。他に皆様から、その他御意見ございますでしょうか。また次年度に向けて、

こうした資料を提示していただいたらどうだというような御提案なども頂戴できますと幸いに存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

だんだん、この報酬等審議会も資料がかなり豊富になってまいりまして、すごくそれはいいことだなというふうに思っています。また次年度に引き続きたい資料としては、「改定額・改定率の根拠の事例について」、コロナの状況を見据えながらということにはなるとはなるとはありますが、委員の皆様上げられるときには上げることを検討しようというところで考えを共有されていると思いますので、引き続きこちらは御用意いただければと思います。また、本年度から追加していただいたもの、「市町別にみた市町民経済計算の概況」、市町内総生産ですとか市町民所得の資料、これをどう報酬、給料の審議において活用したらよいかということについては、まだ十分な活用方法を見出し切れてないところがございますので、委員からは相関などをみていただいたというような御紹介もございましたが、私どもといたしましても、これをどのように活用できるかということを引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

議員さんのなり手不足の問題ですとか、地方議会のあるべき姿などについても御意見ございましたので、これについても関連する国や地方の動向などございましたら、次回にまた御紹介いただければというふうに思います。その辺りも含めてまた次年度の審議に向けて、資料等を御用意いただければと思いますので、事務局の方にはよろしく願いいたします。

それでは、全体を通して、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしければ、事務局に進行をお返ししたいと思います。

（事務局：小山） 本日の答申につきましては、御欠席の委員にも御確認いただいた上で、最終的にまとめさせていただきまして、2月16日の水曜日に、会長代理から市長に提出をしていただくという予定となっております。なお、第2回目と第3回目の審議会の議事録につきましては、後日、各委員の皆様へ御送付をさせていただきますので、また御確認をよろしく願いいたします。またその後、松阪市のホームページにて公表させていただきますので、皆様御了解のほどよろしく願いいたします。

（事務局：中西） 3回にわたって、委員の皆様、真摯に御議論いただきまして、ありがとうございます。これにて特別職報酬等審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。